佐世保市立江迎中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】

1　日常生活のマナーと正しい判断力を身に付けようとする生徒
2　互いに学び合いながら、未来を見据え、探求心をもち、学力を身に付けようとする生徒
3　周りの人の気配りを行い、良好な人間関係の築きながら、自立した行動をしようとする生徒

【ＰＴＡとの連携】	【いじめ対策委員会】	【関係機関】
懇談等様々な機会を利用して、生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡し、日頃から保護者との信頼関係を築く。	校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・担任等 （必要に応じて） ・スクールカウンセラー ・心の教室相談員等	教育委員会 (学校教育課、青少年教育センター） 子ども子育て支援センター 子ども女性生涯支援センター 民生児童委員 主任児童委員

【いじめ防止】

（１）保護者や地域との連携
（２）生徒指導の充実
（３）授業改善の充実（学び合い・コミュニケーション等）
（４）道徳・特別活動等の充実
（５）生徒理解等の校内研修の充実
（６）相談機関の周知

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる生徒の自己指導能力の育成を図る。

【早期発見】

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア　教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するように努める。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

イ　定期的なアンケート調査や個人面談等を実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細やかな把握に努める。

ウ　教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ　相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

（１）的確な情報収集

（２）基本的な緊急対応

（３）調査による実態把握

（４）解決に向けた指導・援助

（５）継続指導・経過観察

（６）再発防止

ア　いかなる事案に対しても真摯に受け止め、関係する生徒や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ　いじめられている側の保護者の心情を教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめ問題を自らの課題として捉え、全職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事案の対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ　保護者には随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感を持ってもらうように配慮する。

エ　いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、いじめに向かった要因を見つけ出し、いじめに向かわない力を育む。

オ　周囲への生徒にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり、誰かに伝えたりする勇気を育む。

【年間計画】

４月	学校基本方針の確認・ＰＴＡ総会 授業参観（懇談会）	生徒指導部会 （情報交換・共通理解） 実態調査アンケート
５月	学校いじめ対策委員会（１）・家庭訪問	
６月	いのちを見つめる強調月間・教育相談（担任） 授業参観（懇談会）	
７月	長崎っ子の心を見つめる週間	
８月	校内研修	
９月		
１０月	授業参観（懇談会）	
１１月	教育相談（希望）	
１２月	人権週間・授業参観（懇談会）	
１月		
２月	学校いじめ対策委員会（２）・授業参観（懇談会） 家庭教育講演会	
３月	取組評価アンケート	

【組織的な対応イメージ】

①いじめの予防

〇校内体制の確立
〇「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添<参考資料>の活用、事例研究等による教職員の対応力の向上
〇人権意識と生命尊重の態度の育成
〇「特別の教科　道徳」を要とした道徳教育の充実
〇「いのちを見つめる強調月間」「人権週間」等の取組の充実
〇生徒会活動を通した自己指導能力の育成
〇「規範意識」「思いやり」の育成

②いじめの情報

〇相談しやすい環境づくり
〇実態調査アンケートの実施
〇教育相談・個人面談等の充実

⇩ いじめ情報の入手
いじめの発覚

③情報の収集

〇全教職員協力し、速やかに役割分担・情報収集を行う。
〇教職員・関係生徒・周辺生徒・保護者、必要があれば地域住民、その他から情報を集め「いじめ対策委員会」にて審議。
〇必要があればアンケートを実施する。

⇩

④指導・支援体制の編成

〇「いじめ対策委員会」で指導・支援体制の編成を行う。
〇担任・学年担当・養護教諭・生徒指導担当職員・管理職などの役割分担を明確にする。

⇔ 連携 **関係機関**

⇩

⑤A 生徒への指導・支援

〇いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
〇いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、いじめに向かった要因を見つけ出し、いじめに向かわない力を育む。
〇周囲への生徒にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり、誰かに伝えたりする勇気を育む。

⑤B 保護者との連携

〇即日、関係生徒（加害・被害の両者）への家庭訪問を行い事実関係を伝え、学校との連携方法を話し合う。
〇関係生徒（加害・被害の両者）の家庭での観察への意識を高めることを促し、２次被害を防ぐ。

〇常に状況把握に努める。
〇随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切な対応に努める。
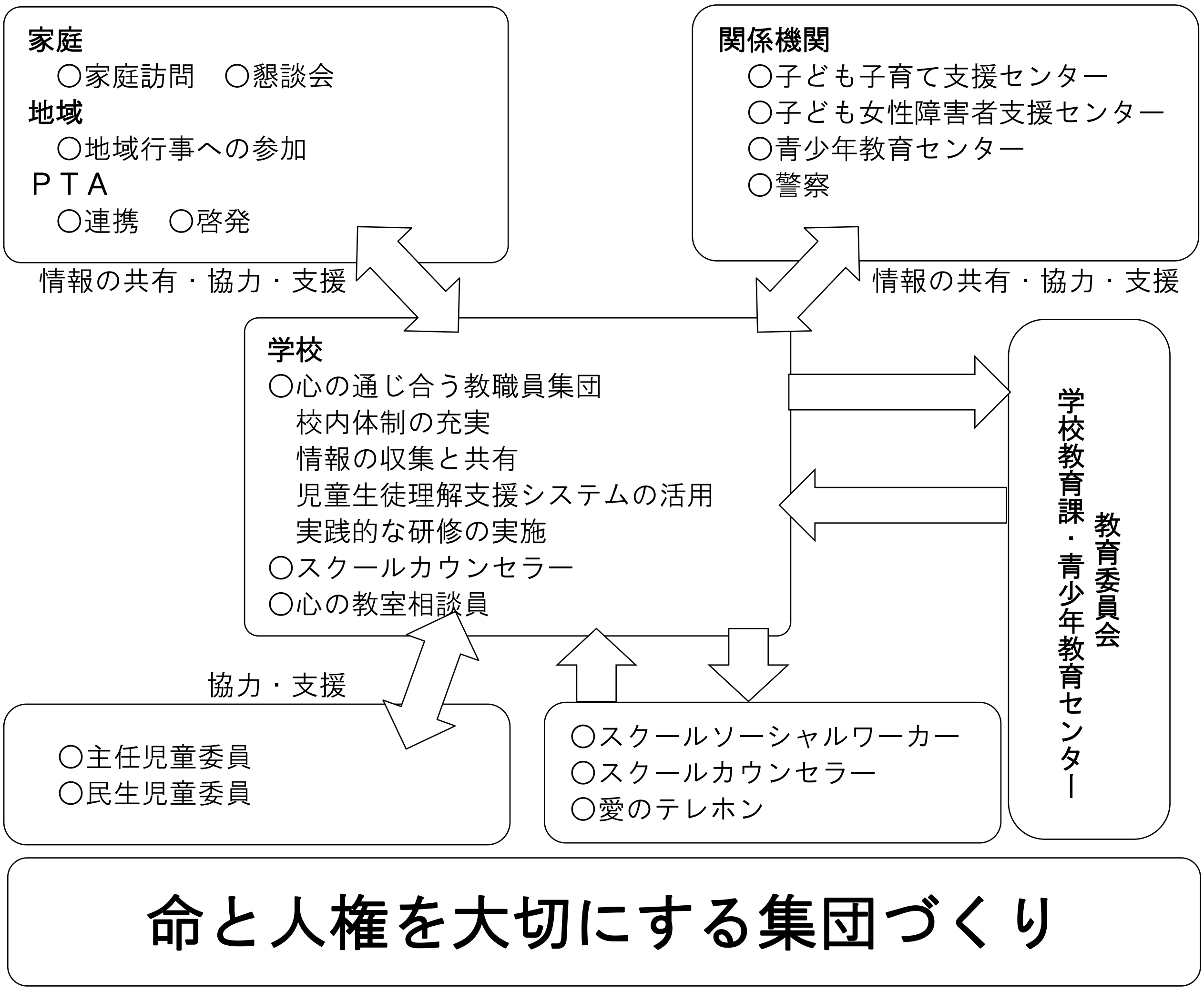
【いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携】